会 議 録

会議の名称	令和4年度第4回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年8月17日(水) (午前・午後) 10時 開会 (午前・午後) 0時20分 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議長	 岡田 春男 (大阪学院大学法学部名誉教授)
出 席 者	今枝 史絵(弁護士)、浦野 祐美子(人権擁護委員)、岡田 春 男(大阪学院大学法学部名誉教授)、森 隆知(立命館大学政策科 学部准教授)、森 正治(公募市民)【5人】(敬称略、五十音 順)
欠 席 者	城谷 星(法人理事長)、安尾 勝彦(公募市民)
諮問実施 機関職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井コンプライアンス係長、竹林 職員
事務局職員	樋之津法務コンプライアンス課長、駒井コンプライアンス係長、竹 林職員【3人】
開催形態	公開文非公開
議題(案件)	(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見 直しについて (2) その他
配布資料	議題(1) 答申書(案)

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	【開会】
事務局	本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げる。ただ今から、令和4年度第4回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。 本日の委員の出席状況であるが、7人のうち出席委員は5人で、ちなみに欠席委員は城谷委員と安尾委員である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立している。 本日は、前回から引き続き個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、先に送付した答申案について審議をお願いする。審議時間については2時間程度でお願いしたい。この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項の規定により会長に議長を務めていただくことになっている。
岡田会長 事務局	では、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。いない。
	【議題(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の 見直しについて】
岡田会長 事務局	では、議題(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて審議を行う。事務局から資料の説明をお願いする。答申書案について説明する。全体の答申書は、「1 審議会の経過」、「2 諮問の要旨」、「3 審議会の判断」、「4 付言」で構成されている。「審議会の経過」には、「審議日」と「審議会の結論」を記載し、諮問事項について実施機関が示した対応の方向性を承認するという結論を、「諮問の要旨」については、「趣旨」と「諮問事項の概要」を記載している。次のページの「審査会の判断」は、諮問事項の7つをそれぞれの事項ごとに(1)から(7)まで記載している。各諮問事項の大まかな構成としては全て共通である。「ア 検討事項」でどのような事項を検討したのか、「イ 実施機関の対応の方向性」には実施機関の対応の方向性を示し、「ウ 審議会の結論」という構成になっている。いずれの項目も同じ構成となっており、ご意見をいただいた項目については、「エ その他」で追加している部分もある。諮問事項1は、個人情報ファイル簿の作成に加え、個人情報取扱事務目録の作成・公表の要否について検討している。対応の方向性には、以前の会議で示したとおり、「個人情報取扱事務目録の作成・公表について条例で規定する」旨記載している。したがって、審議会の結論としては、「実施

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	ただ、会議の中でもご意見があったので、「事務の効率化を図る観点から、「個人情報取扱事務目録」の記載項目について「個人情報ファイル簿」の記載項目と共通化を図るなど、その内容や作成方法について見直しを行うことは必要であると考える。」と、ただし書を付している。まず、「審議会の経過」、「諮問の要旨」、「諮問事項の概要」についてお気付きの点があればご意見を賜りたい。特になければ、審議会の判断として、諮問事項1について、たたき台が出
	来上がった。これについてご意見があればお願いしたい。 私個人から言うと、好みの問題ではあるが、「ウ 審議会の結論」に「判 断した」とある。私は、この「判断した」を「する」に変えてほしい。過 去形にすると、その時点にはそう思ったが、現在はどう思っているのかが
	分からない。全体を読めば、その判断した意向は変わってないことはすぐに分かるが、「現時点、答申する時点において、間違いない。このとおりである。」という意味で、「判断する」と現在形に直していただきたい。他の部分も整合性を図られたい。
事務局	承知した。 安尾委員から事前に1点ご意見をいただいた。2ページの下から10行目について、事前に送付した資料には「個人情報の状況の全てが」となっていたが、「全てを」が適切ではないかという意見があったので、本日は、そ
岡田会長	の意見を反映した資料を配布している。 私もそう思う。 何かお気付きの点はないか。
森正治委員	全体について、例えば「ウ 審議会の結論」の2ページの下から4行目に「~その内容や作成方法について見直しを行うことは必要であると考える。」とある。審議会の役割かどうかは分からないが、「考える」とは、誰が、いつ、どのように考えていくのか、きちんとその後フォローされるのかが気になっている。特に今はデジタル化の時代なので、簡単な仕組み
	などをきちんと用意してやっていかないといけないと思う。それはこの審議会の役割ではないということは重々分っているが、どのようにやっていくのだろうか。あるいは「こういうことをやっています」というのは、どうフォローしていくのが妥当なのかというのが少し引っかかったという
	か、放置していたら何もしないまま進んでしまい、従来のままということにならないかということが気になる。書き方としては、これで特に問題ないと思うが。
岡田会長	諮問事項1について、「ア 検討事項」、「イ 方向性」、「ウ 審議会 の結論」とあるが、ウの「ただし」以降をエにしてはどうか。
事務局	「エ その他」とする。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	森正治委員の意見を反映し、エで「見直しを行うことは当然ながら必要で
今枝委員	ある。」はどうか。他に意見はないか。 ほぼ付け加えることはないと思いながら見ていた。1点、「審議会の結 論」の2行目、「透明性の確保の観点」の後ろに「安全管理措置の確実な 実施」を入れてもらえるとありがたい。
事務局	「透明性の確保及び安全管理措置の確実な実施」でどうか。
今枝委員	「の観点からも」と書いたらいかがか。
岡田会長	それが良い。私は「の」が続くのは、文章としてあまり好きではない。 「透明性のみならず安全性を確保するという観点から」はどうか。 ところで、同じ部分だが、実施機関が保有する個人情報の状況の全てを明らかにすることは、透明性と安全性の確保の観点から必要だということになるが、その2つを除いたら何が残るのか。2行目に「も」が入っているので、「も」を入れなかったとしたら、透明性と安全性の確保の点から除いたら、明らかにすることはどの視点から示唆されるのか。
事務局	「安全管理措置」を具体的に入れるのであれば、「も」を取っても良い。
岡田会長	「も」を取ってはどうか。
事務局	はい。
岡田会長	他に何かお気付きの点はあるか。 では、諮問事項2「条例要配慮個人情報について」でお気付きの点があればお願いしたい。内容そのものは議論したことだ。審議会の結論で、「個人情報保護委員会が示した見解において、~とされていること」となっているが、私はここに「は」を入れてほしい。「おいて」と「おいては」で微妙に違うのは、「おいて」だと全面的に賛同している雰囲気が出てくる。一方、「おいては」にすると、全面的ではないけども、多少なりとも批判や反論の意思が少し残っているというイメージが湧いてくる。
事務局	「ここでは」という意味で修正する。
岡田会長	もう1点、「審議会の結論」の上から7行目に「~を考慮すると」とあるが、「考慮すると」はあまり使わない。「考慮に入れると、」が法律文書では決まり文句みたいなものだ。 他に何かお気付きの点はあるか。
事務局	「ウ 審議会の結論」において、現時点では、条例要配慮個人情報を定め
	る規定は設けないとする方向性は妥当である。今後、状況が変わればとい
岡田会長	うことをただし書で加えているが、ここもエとするのがよいか。 「ただし」は、強すぎるので、「なお」に変えると良い。その前は、「判
	断する」としてほしい。
事務局	全部の諮問事項に入っているので、全て「する。」に直す。
岡田会長	浦野委員、他に何かお気付きの点はないか。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
浦野委員	特にない。
岡田会長	では、諮問事項3「保有個人情報の開示に係る開示情報の範囲について」
	でお気付きの点はないか。
森正治委員	「審議会の結論」の2行目後半に「情報や規定ぶりに異なる部分もある」
	とあるが、「規定ぶり」とは、表現として妥当なのか。私には、「規定ぶ
	り」というのは何を指しているのかが分からなかった。
岡田会長	私もたくさんの文章を読んできたが、「規定ぶり」という表現に出くわし
	たのは、今回が初めてだ。事務局では普通なのか。
事務局	口語的な表現になってしまった。
岡田会長	「情報」と事務局のいうところの「規定ぶり」とは中身が少し違うので、
	「や」でくくらず、他の言葉にした方が良いと思う。「定められている情
	報及びその規定のありように」などの表現はどうか。「情報」と「規定」
	は、「ぶり」がなければ「情報や規定」で「や」でくくっても良いが、
	「情報」と「規定」そのものではなく、「規定の仕方」と書いても良い。
	また、「しかしながら」は、昔はよく使われていたが、冗長すぎるので
	「しかし」で良いと思う。「しかし」が続くときにときに「しかしなが
	ら」を使うときもあるが、今回は「しかし」が良いと思う。
事務局	はい。
森正治委員	会長がおっしゃっているように好みの問題かもしれないが、「法に直接的
	な・・・」のところで、最後に「不開示となるなど」とあるが、ほかに何
	があるのか。「など」というのは、通常は「何々、何々など」と使われる
	のではないかと思っており、1つだけで「など」と言われると、ほかに何
	を指しているのか、曖昧な感じがしてしまった。1つしかないのに「な
	ど」を使うというのは、時折引っかかってしまう。
事務局	「不開示となり」に修正する。
森隆知委員	前回の審議会で、これ以外にも何かあったのではないか。いくつかあった
	ので、「など」にされたのかなと思っていたが。それを集約するとこの一
	文にまとまるのであれば、森正治委員がおっしゃるように、「など」を取
	って良いと思う。記憶が曖昧なので、その点は確認していただきたい。
事務局	他の不開示情報に当てはめる以外の方法があるかどうか、ということか。
森隆知委員	不開示規定がなくても、他の不開示情報への当てはめによって不開示とな
	るということがいくつかある、という説明だったのか、ほかのパターンが
	あったのか、記憶が曖昧になっている。前回の資料にあった表に当てはま
	る内容が集約され、この一文で表現されるのであれば、「など」はそぐわ
	ないと思うが、複数あったので、ここを「など」にしたと私は最初理解し
	ていたが。
今枝委員	個人情報でないものについては、そもそも対象外とかそのような議論だっ

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	たかと。 ほとんどは他の不開示情報に当てはめることにより、結果的に同じ結論に なるところが多い。 1 点、他の事例として挙げるならば、公共の安全に関
	する情報についてである。公共の安全に関する情報は、国や地方公共団体 の機関が行う事務事業に限定されているが、国や地方公共団体の機関が行う事務事業に関する情報以外で公共の安全のために不開示とすべき情報を 市が保有していることが想定しづらいので、結果的に該当するようなこと
森正治委員	はないと考えられる。 例えば、システムを作る仕様書に「確認などを行う」と書いてある場合、 「確認など」の「確認の他には何があるのか」ということをよく整理して おかないと、後になって面倒なことになるので、私は、この「など」が引 っかかった。一般的にこれで分かる、そのような誤解は生じないというの なら、それはそれでかまわない。
事務局	おっしゃるとおり「など」で、他に何かが想定できないのであれば、「など」を削った方が良いと考える。
森正治委員	逆に、少し曖昧にしておきたいのであれば、それはそれで。明確に法律ではないので。
森隆知委員 事務局	事務局の意図としてはどちらか。 先ほど申し上げた1点はあると思う。あとは他のところに当てはめること で対応していくことになるが、そこを含めるのであれば「など」を残すこ とになると思う。
森隆知委員	今後、直接文章だけで集約できないことがあるということであれば、ここは「など」があっても良いと思った。ただ、森正治委員のおっしゃるように、厳密論で言うとどうなのかと思う。
事務局	「など」がなくても、他の事由にどこかに当てはまるといってもかまわない。
森正治委員	これで誤解が生じないというか、変な拡大解釈が起こらないのであれば、 これは絶対「など」を使ったらいけない、と言うつもりはない。
事務局 今枝委員	はい。 エの2段落目は、おそらく一般市民の方が読むと分かりにくいと思われる ので、文章を2段落目の3行目で区切ったらいかがか。
事務局 今枝委員	「法においては明記されていない。」というところか。 「公務員等の氏名」については、情報公開条例においては、例外的に開示する個人情報として明記されているが、法においては開示する情報として明記されていない。「しかし」なのか「もっとも」なのかは分からないが、「しかし、国においては○○なので開示されているので」とするのはどうか。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	今枝先生のおっしゃるとおりだと思う。プラスアルファとして、「~旨の
	説明があった」というのは、この説明したのは事務局で、説明を受けたの
事務局	は食職工につり。
岡田会長	事務局がたたき台を作成するときは、これまでの経過を分かっている人が
	分かっている知識を前提にして書いているので、分かっている人が読めば
	分かる。しかし、初めて読む人に対しては、もう少し分かりやすくした方
	が良い。そういう意味で、今枝委員の意向を反映してほしい。
事務局	文章を区切り、「事務局が説明した同様の対応をする旨の説明」の部分の
岡田会長	後半と「法の規定のあり方」の部分の前半に分ける形とする。 「条例制定の方向性について説明があった」という一文を入れた方が良い
则山云文	と思う。今枝委員がおっしゃったように、「法には明記されていない」、
	「国では、慣行として知ることができる情報として開示されている。それ
	を考慮に入れ、実施機関においても条例制定についてその方向性について
	は同様の対応をする旨の説明が審議会に対してあった」はどうか。少し長
	くなるが、これで今枝委員いかがか。
今枝委員	構成が難しいかもしれない。
事務局	前半部分は、法ではこうなっているという事実を述べている。後半部分の 「国においては」以降を実施機関から審議会への説明として捉えて書き直
	「国においては」以降を天地成民かり番戚云、の成功として促んて言さし、
今枝委員	そのようにしてもらえたら。
岡田会長	3段落目2行目の「当該情報」は、知っている者は文章を書くときに「当
	該」を書くが、もう一度繰り返しても良いのではないか。「公務員等の氏
	名を開示すべきか否かについてはひとまず措くとして、公務員等の氏名を
	情報公開制度に合わせ開示することとするのであれば・・・」くらいであ
事務局	れば、もう一度繰り返しても良いのではないか。はい。
一 一 一 岡田会長	'^ '。 分かりやすくするために繰り返しはするけれども、できるだけ文書は簡潔
	にした方が良い。他にお気付きの点はないか。
浦野委員	今までの流れでいくと、「他の地方公共団体の動向等」も「動向」で良い
	のではないか。
森隆知委員	「等」を入れたのは、他の地方公共団体の動向や社会的な状況を含めてい
	るからと思ったが。
岡田会長	いろいろな要素が入っているので、ここは「等」を入れても良いのではな
森隆知委員	いか。 そう思う。
岡田会長	他にないか。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	では、諮問事項4「保有個人情報を開示等の手続きに関する事項につい
	て」でお気付きの点があればお願いしたい。
森隆知委員	非常に細かいが、5ページで(ア)、(イ)、(ウ)が出てくると他の
主 羽 日	ア、イ、ウと混同する気がする。
事務局 岡田会長	どんどん階層が下りていっている。アルファベットはどうか。 アルファベットが良いかもしれない。諮問事項5についても整合性を保た
岡田云文	れたい。
	「ウ 審議会の結論」の2行目に「制度の利便性が低下する」とあるが、
	制度の利便性について一例を挙げてはどうか。「制度の利便性とは何か」
	となるので、「○○等の制度の利便性」又は「○○等に係る制度の利便
	性」等の例示をした方が良いかもしれない。ちなみに、制度の利便性とは
	何か。
事務局	現行条例では、個人情報の開示請求は、請求日から15日以内に開示決定を
	受けることができるが、法を適用すると、開示決定までの日数が30日にな
	るので長い間待たせることになる。また、(エ)の訂正請求と利用停止請
	求の対象となる情報は、法では開示を受けた情報に限定している。以前ご
	議論いただいたが、現行条例では対象となる情報を限定していないので、 実施機関が誤った情報を持っていると思えばすぐに訂正請求できるが、法
	を適用すると、自己情報の開示を受けた後で訂正請求を行わなければなら
	ず、二度手間になってしまう点で利便性が低下すると思っている。
岡田会長	他に何かご意見はないか。
今枝委員	(エ) の部分だと、「本人の請求権をより保護する」というような文言が
	あっても良いかと。
岡田会長	細かいようだが、今枝委員がおっしゃった(エ)の文章に強く抵抗を感じ
	る。「法では」の動詞が「限定している」となっていることにとても違和
	感がある。「法では」の後の部分が「限定されているが」だとスムーズに
	読めるが、「限定している」という動詞を選ぶのであれば、「法は」にしている。
事 数 只	ておかないと。
事務局	「法は」に修正し、今枝委員がおっしゃった利便性の文言を追記する。 「請求権の保護」はおかしいか。
今枝委員	言いたいことはそうだが、表現が難しい。
岡田会長	「開示、訂正及び利用停止請求等に係る制度の利便性が低下することを考
	慮に入れる」や「低下するおそれがあると考えられる」はどうか。「当該
	個人の個人情報の訂正請求又は利用停止の請求に係る個人情報保護の趣旨
	に沿った個人情報保護制度の利便性が損なわれるおそれがある」の表現も
	ある。今枝委員に意見を求めながら修正されたい。
	他に何か意見はないか。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森正治委員	では、諮問事項5「手数料について」、ご意見を賜りたい。 (イ)2段落目の「法第119条第3項において・・・」の部分だが、最後 の「その額等について検討するものである。」は、誰がどのように検討す
	るのか。「国ではこうだから、地方公共団体でする場合は条例で定めなさ
	い。」ということで「額等に~があり、検討するものである。」というの
	は、流れとして読んでいるときに、ふわっと飛んでしまうみたいな感じに読めてしまったが。つまり、手数料の徴収、その額等について検討すると
	は、「その都度、額を決められる」ということを条例で決めるのか、「そ
	の都度、条例にはないけども額を検討する」ということなのか、どちら
	か。イで政令で定める額に基づき条例で額を定めるとの実施機関の方向性
	を示しているのは、国の方針が示しているということか。
事務局	イは実施機関だ。
森正治委員	実施機関が示しているということは、実施機関が今、示しているのか。前の議論の記憶が曖昧だが、「匿名加工情報を利用するときにはお金がいり
	ます」と「その額をどうします」ということを示しているのか。徴収する
	のか、しないのか、どちらか。
事務局	他の「実施機関の対応の方向性」には、「実施機関は」という主語を入れ
	ていたが、ここには入っていないので、「実施機関は」を入れ、「対応の
	方向性を示しているのは実施機関である」ということを明確にする。
	行政機関等匿名加工情報については、現時点では、提案公募を行うのであ れば額を定めなければならない。市内部の議論の中で、「現時点で別にや
	らなくても、額を定めておいても良いのではないか」という意見が出てい
	ることもあり、分かりにくい表現になっているが、「現時点で定めるか定
	めないかは分からないけれども、定めるとすれば、政令で標準額が示され
	ているのでその額にする。」という方向性である。
森正治委員	その結果として、審議会の結論は、政令で定める額に基づいた額を定める
	ことが適当であるという結論になっている。「どうしましょうか。」と相 談したところ、「取れば良いと言われました。」ということか。
事務局	「規定を設けるのであれば、その額は政令で定める額が適当である。」と
1 100771	いう結論に至ったということだ。
森正治委員	匿名加工には、どのくらいのオーダー費用がかかるのか。
事務局	資料がないので分からない。
森正治委員	よく行われているのか。
事務局	今は国で導入され、実施されているが、都道府県レベルでもやっていると
	ころは少ないと思われる。ただ、都道府県と政令市では、来年4月から提 案公募を行わなければならず、実施される見込である。
森正治委員	名前を黒く塗ったりするのか。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	そのイメージである。例えば、その中に「年齢が113歳」など特異性のあ
	る情報がある場合、仮に名前を隠したとしても、その年齢で特定されてしまうおそれがあるので、その年齢をどう区切れば特定されるリスクがなくなるのかということも検討しなければならず、市の内部で処理することは技術的に難しい。他の団体でも実施するならば、おそらく委託で対応することになると思われるので、政令で義務付けられていない団体で実施する団体は今のところ聞いていない。また、「その額等について検討するものである。」とあるが、結論としては、「その額は政令どおりの額が適当」というところに結びつくので、「額等」の「等」は不要だと思っている。
岡田会長	「審議会の結論」に「開示請求における手数料については、今後も市民に
	とって利用しやすい制度として継続できるよう」とあるが、「今後も市民 にとって利用しやすい制度として継続できるよう」を削ってはどうか。情
	報公開制度の場合は、「市民にとって利用しやすい制度として」となる
	が、個人情報保護条例の場合は、本来、利用させない制度だからだ。個人
	情報を保護する趣旨で、行政機関が自分の個人情報を誤って保有している かもしれないので、訂正請求の権利を認めている。その前提として、個人
	情報が本物であるかどうかを自分自身が確認するために開示請求ができる
	のだから、「今後も市民にとって利用しやすい制度として」の部分は削っ
	てほしい。「開示請求における手数料については、現行どおり開示請求に
	係る手数料は徴収せず、写し等の作成に要する費用を実費徴収金として徴
	収することが適当である。」、「個人情報保護制度の趣旨に沿った市民の
	自己情報開示請求に係る制度に沿うものと考える。」はどうか。それとの
	関連において、「実施機関の対応の方向性」の「市民にとって利用しやす
	い制度となるよう」は、「市民の便宜を図るために」でどうか。
	また、匿名加工情報の「現時点では、提案公募を行う予定とはしていない が」は、文章を書く人が自分の知識を前提に当然のように書くが、その知
	識を持ってない人が見ると、分かりにくいのではないか。提案公募とは何
	か。
事務局	公募と書いているが、正確には募集である。その説明がアの「法におい
	て」にあるが、この部分を引用するのが長かったので、「提案公募」にし
	てしまった。ここでいう提案公募とは、「行政機関等の保有する個人情報
	を加工して作成する行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする
	者に提供するための提案募集」であるが、「提案募集」の部分だけを抜き
	出してしまった。
岡田会長	その意味であれば、「上記提案募集を行う」としてはどうか。
事務局	はい。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
岡田会長	他に何かないか。ないのであれば、諮問事項6「茨木市個人情報保護運営
	審議会の在り方について」、ご意見を賜りたい。
	細かいが、6ページの下から4行目の「定めることにより」を「ところに
	より」あるいは「条例の定めに基づき」とするのはどうか。「法129条に
	おいては、条例の定めに基づき諮問することができる旨が規定されており、 はいかがか 「沐笠190条においては、が大語など、 「茫茫は「できて
	り」はいかがか。「法第129条においては」が主語なら、述語は「できる 旨が規定されており」でどうか。そうすると、次の「法改正後も条例で定
	あることにより、審議会を設置し、その意見を聞くことが認められてい
	る。」が分かりやすい。
	°°° 」 ~ スペッ・・・。 「審議会の結論」のところで、お気付きの点はないか。
	7ページの下から17行目の「また、・・・」以降について、「個人情報保
	護の観点から」をここに入れるべきではない。むしろ、個別の事案であっ
	てもすぐそこへ連れていくのだ。「個別の事案であっても、個人情報保護
	の観点から個人情報の利用等に当たり、留意すべき事項等について意見を
	求める」というように。「個人情報保護の観点から」は、前に持ってきて
	ほしい。
事務局	はい。移動させる。
森正治委員	7ページの上から5行目に「これまでのように類型的に審議会への諮問を
	要件とする条例を定めることはできないとされている。」とあるが、類型 的に密禁令。の数則な悪性とする条例といるのは分かるのか、ウの2分別
	的に審議会への諮問を要件とする条例というのは分かるのか。ウの3行目 に「審議会に個別の案件の法に照らした適否の判断について諮問すること
	はできない」とあり、おそらく同じことを言っていると思う。下の「個別
	の案件の」は分かる。「類型的に審議会への諮問要件とする」というのは
	理解できるのか。
事務局	 言葉を足す方が分かりやすいと思う。「これまでのように個人情報の取
	得、利用、提供等について、類型的に審議会の諮問を要件とする」と言葉
	を補った方が良いと思う。
森隆知委員	森正治委員の趣旨は、事務局からもう少し説明を加えるとともに、前半部
	分と後半部分が違う表現になっているのを同じ表現にした方が良いという
	趣旨だと思うが。
森正治委員	そうだ。
事務局	国のガイドラインでは、2種類の方法で表現されていたので、それぞれ引用しているが、第一人をおがわけれたかりのよいか。
 森正治委員	用しているが、統一した方がやはり分かりやすいか。 同じことを言っているのに表現が違うのは、元々のものがおかしいと思う
林山旧女貝	同じことを言うているのに表現が遅りのは、几々のものがねがしいと思り が。
事務局	^ '。 「個別の案件の法に照らした適否の判断」が分かりやすいか。
森正治委員	この間の説明ではそうだったと思うが。

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	「類型的に審議会への諮問要件とする」とは、法律に根拠があるときには
	諮問は不要だが、包括的な規定として具体的に挙げられた条件のいずれに
	も該当しないときには、審議会への諮問を要件として「収集や目的外利用
	をして良い」という規定になっているが、「目的外利用するときには、意
四四人目	見を聴かないと駄目」との規定はできないという趣旨だと思っている。
岡田会長	今言った趣旨は、「条例で定める」ことと「個別的に諮問する」ことは、 別個だという意味でとって良いのか。
事務局	類型的に諮問することを要件とする条例を定めては駄目、具体的な諮問と
事场 师	して個別の案件の適否の判断を諮問することは駄目となっている。
岡田会長	後者についても駄目だと言っているのか。
事務局	審議会に個別の案件の法に照らした適否の判断について諮問することはで
	きない。法に適合するかどうかという諮問はできないとなっている。
岡田会長	条例で諮問する道を開くことはできないのか。
事務局	個別の案件が法の要件を満たしているかどうかを判断することはできな
	V,
岡田会長	諮問機関として、審議会を置くことはかまわないと言っている。次に、諮
	問事項について「これについて、諮問してはいけません。」というわけ
	か。つまり、「これしては駄目です。」というのと「駄目だけど、個別的
	な案件について聴く分にはかまいませんよ。」というのと、法の文言として、味いていいいない。
事務局	て、聴いてはいけないとなっていないだろう。 はい。
新 新	でい。 この法令改正に携わった委員会あるいは一部の人の意向だと思うが、それ
岡田五氏	はナンセンスだと思う。だから「できないとされている」を私は削ってほ
	しい。「できないとされている」ではなく、「これを定めることは、困難
	である」ぐらいで。
事務局	「委員会からの見解が示されている」を追加するよりも「困難」と。
岡田会長	「条例で~定めることはできないとの委員会の見解が示されている」でも
	かまわない。だが、「当審議会は、個別的な案件について実施機関が諮問
	しても良いのではないかと考える。」という答申をするのか。
事務局	法の適否の判断はできないが。
岡田会長	法の適否をきちんと理解しないといけない。法の適否とは、何をイメージ
-t-26-	しているのか。
事務局	法に照らした適否の判断とは、例えば、法律上、個人情報を外部提供できる。
	る要件があるが、それに該当するかの判断について諮問することはできないということだと認識している。
岡田会長	いということだと認識している。 法の要件に該当するのかは、実施機関が第一次的に判断するが、その場合
四日五大	に審議会に諮問してはならず、実施機関自身で答えが出せないのであれ

	 議事の経過
	MX → 小工 /匠
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	ば、国の委員会に聞く、ということか。
事務局	そうだ。
岡田会長	だが、事実上の諮問をすれば良いと思うが。
事務局	「また」以降の部分で、「個人情報を利用するに当たり留意すべき事項等
	について意見を求めることはできる。」となっている。
岡田会長	個人情報の利用等の中に、法の要件に適合しているかどうかは除かれてい
-t->h-	るのか。
事務局	実際には、「目的外利用をしたいがどういうところに気を付けたら良い」
	か。」という諮問は、法律に照らした適否の判断ではないと思う。先に市
	でやるということを決めた上で、それについて意見をもらうことは可能か
岡田会長	と。その中で、利用するのは良くないという意見が出るかもしれないが。 目的外利用をして良いかどうかを諮問することはできないが、「目的外利
岡田云文	用をしようと思うが、個人情報保護の観点から、どういう点に注意して目
	的外利用したらよろしいか。」という諮問はできるということか。
事務局	そう考えている。
岡田会長	7ページの下から6行目の「委員の構成・人数等についても維持すること
1 11 1 1 1 1 1	を検討されたい」も「現状を」がないとしっくりこない。
今枝委員	ウの4段落目「個別の事案であっても、・・・個人情報保護の観点から個
	人情報の利用等」は、間違いではないと思うが、諮問事項6で引用してい
	る法第129条の「取扱い」に変えていただきたい。「取扱い」は、利用、
	保管、提供等全てを含んだものなので。
事務局	分かった。
岡田会長	他にないか。なければ、諮問事項7「法に定めのない事項について」、ご
	意見を賜りたい。
	8ページの下から12行目の脱字を修正されたい。
事務局	申し訳ない。
岡田会長	「法の目的に鑑みると」の前の括弧書きにあまり賛同できない。分けた方
	が良い。「個人の権利利益を保護する」ということと、別途「個人情報の
# 3/x E	有用性に配慮しつつ」ということを。
事務局	含みがあるということをもう少し分かりやすくということか。
岡田会長	そうだ。一方においては、個人の権利利益の保護を標榜し、他方において 個人情報の有用性に対する配慮することも法の目的の中に含まれているの
	で、分けて書いてから次の文章につなげると良いと思う。
	また、8ページの上から5行目の「検討するものである」は、「検討す
	る」が良いと思う。「検討事項の内容」の小見出しには、「検討するもの
	である」で良いが、「検討事項」には、「検討する」で良いと思う。
	8ページのエに、個人情報の保護は、環境保護などの地域性があるものと

 発言者	議 題(案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<u>Д</u> Б Т	
	は違い一般的に普遍的なものだから、一言「個人情報保護の意義や重要性」
	は普遍的なもの」を入れても良いと思うが。また、地方公共団体は、独自
	の規定を条例以外に何を想定しているのか。
	2段落目の「しかしながら」の「ながら」を削ると良い。「しかし、地方
	公共団体が制度の充実、強化を図るため、条例等に独自の規定を設けることを検討する」。法律改正に伴う条例改定の諮問だから、「条例等」の
	「等」も省いて、すっきりした方が良いと思う。「強化を図るため」も
	「図るために」としてはどうか。
事務局	はい。
岡田会長	「独自の規定を」のところに「条例に」を持ってきてはどうか。次の「自
	然なことであるにもかかわらず」も、法律用語としてはぴんとこないの
	で、「しかし、地方公共団体が制度の充実、強化を図るために、独自の規
	定を条例に設けることを検討すること自体は、地方自治の趣旨に鑑みて否
	定されることではない。」、「否定されるべきことではない。」はどう
	か。あるいは、「指弾されることではない。」でもかまわない。「地域的
	な地方公共団体が条例で定めることは、地方自治の本旨に基づいて指弾さ
	れるべきいわれはない。」など、別にかまわないじゃないかという表現を
	した方が良いと思う。「自然なことである。」、「指弾されるものとは思
	料しない。」など。そこで文書を切り、「しかしながら、法においてその
	ような規定を設けることができる余地は、当審議会の了とするところではない。」、「違和感を覚える。」でどうか。
	次の9ページの「もちろん条例は法律の範囲内でのみ定められるものであ
	るが・・・」の「もちろん」は「もとより」とされたい。条例が法律の範
	囲で定められることは常識なので、「範囲内でのみ」の「のみ」は不要で
	ある。「・・・個人情報の適正な保護のため、法律に違反しない限度に」
	とし、「法に違反しない限度において」を加える。「もとより条例は法律
	の範囲内で定められるものではあるが・・」の「では」の「は」は削る。
	「定められるものであるが、実施機関において個人情報の適正な保護のた
	めに、法に違反しない限度において、条例に独自の規定を設ける必要を覚
	えるときは」とし、「ものである」は「望む」とする。
	「もとより条例は法律の範囲内で定められるものであるが、実施機関にお
	いて個人情報の適正な保護のために、法に違反しない限度において、条例
	に独自の規定を設ける必要を覚えるときは、委員会に意見を述べるなどし
	て、よりよい制度の構築に努めることを望む。」でどうか。「委員会に意
	見を述べる」ではなく、「委員会に意見を求める」とした方が良いかもし
	れない。もう一度読むと、「もとより条例は法律の範囲内で定められるものです。」かり、実体機関において個人情報の適正な保護のなめに、法
	のである。しかし、実施機関において個人情報の適正な保護のために、法

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	令に違反しない限度において、条例に独自の規定を設ける必要を覚えると
	きは、委員会に意見を求めるなどして、よりよい制度の構築に努めること
	を望む」。必要に応じて修正されたい。
事務局	承知した。
岡田会長	法律に明確に違反してはいけないが、それ以外については、地方公共団体
	は条例を定めることができると基本的に考えている。法律が定めていない
	ことについて諮問するなと言うのは、あまりにも高飛車だと思う。地方自
	治行政の仕組みから、国の言うことに従わざるを得ないというのは仕方が
	ないが。
	付言について何かないか。
森正治委員	今回のことで茨木市個人情報保護条例は廃止になるのか。
事務局	廃止する。
森正治委員	議論のあった各個別の項目について、条例を作っていくことになるのか。
事務局	現行の個人情報保護条例を廃止して、個人情報保護法施行条例を制定し、
	そこで今回ご議論いただいたことを規定していく。
岡田会長	法の施行条例として条例で定めるから、法に明確に違反してはいけない。
事務局	法に条例で定めなければならないとなっている事項や法が条例で定めるこ
	とを許容している部分について定める条例となる。
岡田会長	別途定めるということについては、事実上の運用として諮問して良いと思
	う。条例で諮問してよいと書くのは、法に明確に違反することだ。
事務局	留意事項についてご意見を伺うという形をとりながら、利用についての意
	見をいただくのは可能かと思っている。
岡田会長	付言の2行目の「経過」は、「経緯」とされたい。
	他にないか。
	今回の最終的な委員会の意見を反映し、答申案を微調整されたい。
	答申についての日程はどうか。
事務局	パブリックコメントの実施を予定しており、スケジュールを逆算し、9月
	26日にパブリックコメントを開始しようとしているので、それまでに答申
	をいただきたい。
岡田会長	では、各委員にも微調整した原稿について意見を求め、出来上がった答申
	案を見せていただきたい。最終の確認は、会長に一任してもらえるか。欠
	席委員にもよく説明されたい。
	<異議なし>
今枝委員	最後に確認したい。形式的なところだが、諮問に対し、審議会の会長から
	市長への答申となっている。審議会の経過で始まり、「2 諮問の要旨」
	は、答申の形にはなっていない。これも本文中に含まれる形での答申とな
	るのが通例か。そうであればかまわないと思うが、「4 付言」も、全体

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	として答申の中では、審議会としての付言ということが分かるのか。その
	前の「エ その他」も同様に、審議会としての意見という形で表題しなく ても良いのか。常にこういう構成になっているのか。あるいは、1ページ
	目の「諮問のあった表記の件」だが、(2)のとおり諮問のあった件につ
	いては(3)のとおり答申するとか、そういった形でされないものなの
	か、体裁が少し気になる。最後の付言は、別項目で良いと思うが、立て付
	けがよく分からない。
事務局	これ自体は、審議会が作成したものという位置付けになるので、諮問の要
	旨の部分は市から諮問を受けて、審議会として諮問の要旨をまとめたもの **
今枝委員 今枝委員	だ。 まとめたと思ったが、そうすると、2(1)趣旨の「意見を求めるものであ
7 似安县	る」は、市から意見を求めるものという感じになるのか。
事務局	検討事項というよりかは。
今枝委員	通例ということか。
事務局	条例について諮問する案件が少なく、通常であれば適否について判断して
	くださいという諮問をしている。本来であれば諮問で方向性を初めに示し
	ており、その方向性について意見を伺う形が多いが、今回は諮問の段階で
	は、こういうことについて検討してくださいという頭出しの部分だけをしている。
今枝委員	ている。 内容はかまわない。形式的なところで、例えば、市長から審議会宛ての諮
7 10 2 5	問の頭書きがあり、それに対して、1と3と4だけを抜き出した答申にな
	るのか、あるいは、1ページの「記」の上の2行のところに諮問について
	書き、「1、3、4のとおり答申します」とするのか、整合性的なところ
	でどうされているのか。
事務局	通常、答申を見たときにどういった諮問なのかが分かりやすいようにとい
今枝委員	うことで(2)を入れているパターンが多い。
事務局	一体となれば別に良いとは思っているが、気になったので確認した。形式についてはもう少し検討し、他の事例と比較して修正が必要だと思え
于7万/円	ば、その旨を連絡する。
岡田会長	それでは、審議いただいた点を踏まえて答申書案を修正し、その上で各委
	員の持ち回りで微調整を行い、市長に対して答申することとする。なお、
	最終的にこれでよろしいかという確認は、各委員の意見聞いた上で、会長
	が行う。もう一度繰り返すが、今日の会議を踏まえて微調整した答申書案
	を各委員に送り、そして、さらになお調整した上で、私が答申案として了
	承することとする。ただし、最終的な答申書案については、もう一度確認 する意味で、各委員に送られたい。
	7 3 高小 5、 日 女只に 2 9 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

	議事の経過
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	【議題(2) その他】
岡田会長	議題(2) その他について、事務局から何かあるか。
事務局	現在のところ、担当課から諮問案件があるという話は聞いていない。今
	後、この条例の案件については、先ほど申し上げたとおり、パブリックコ
	メントを9月26日から10月25日までの間、募集する予定である。11月上旬
	に結果を公表し、その後、議案を提出することとなる。パブリックコメン
	トで出た意見については、委員の皆様にもご報告したい。以上である。
岡田会長	では、本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。
	【閉会】
	以上